

羽曳野市赤ちゃんの駅事業実施要綱

制 定 平成28年8月31日

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の施設の協力により、授乳又はおむつ替えのできる施設(以下「赤ちゃんの駅」という。)を登録し、子育て世代が安心して外出できる環境づくりを進めることを目的とする羽曳野市赤ちゃんの駅事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 赤ちゃんの駅を利用することができる者は、原則として、おむつ替え又は授乳を受ける乳幼児及びその保護者とする。

(登録対象施設)

第3条 赤ちゃんの駅として登録できる施設は、羽曳野市内の公共施設又は民間施設(以下これらを「施設」という。)とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する施設は除く。

- (1) 暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等が運営する施設
- (2) 法令等に違反し、又はそのおそれがある施設
- (3) その他本事業にふさわしくないと市長が認めた施設

(登録基準)

第4条 赤ちゃんの駅として登録できる施設は、次に掲げる要件をすべて満たす施設とする。

- (1) 屋内において、次のいずれかに該当する場所又は設備を有していること。
 - ア おむつ替えができる場所又は設備があること。
 - イ 授乳ができる場所又は設備があること。ただし、調乳用のお湯を提供する場合は、摂氏70度以上に保った湯を提供するものとする。
- (2) 壁、カーテン等で仕切ることにより、他の人から見えない場所又は設備であること。
- (3) 無料で利用できる場所又は設備であること。

(登録方法等)

第 5 条 赤ちゃんの駅として登録を希望する施設の管理者(以下「届出者」という。)

は、赤ちゃんの駅登録届出書(様式第 1 号)により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合は、その内容を審査し、前条の登録基準を満たすと認めるときは、当該施設を赤ちゃんの駅として登録するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録をしたときは、赤ちゃんの駅登録通知書(様式第 2 号)により、その旨を届出者に通知するものとする。

(利用者の遵守事項)

第 6 条 赤ちゃんの駅を利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 施設又は設備を破損し、又は汚さないこと。

(2) 指示された場所以外の場所を利用し、又は許可無く指示された場所以外の場所に立ち入らないこと。

(3) 汚物を持ち帰ること。

(4) 利用者の責任において、乳幼児及び利用者の安全を確保すること。

(5) 施設の管理者の指示に従うこと。

(登録の変更等)

第 7 条 第 5 条第 2 項により登録をされた施設(以下「登録施設」という。)の管理者は、登録を受けた内容を変更しようとするとき又は登録を解除しようとするときは、あらかじめ、赤ちゃんの駅登録内容変更・解除届出書(様式第 3 号)により、市長に届け出なければならない。

(登録の解除)

第 8 条 市長は、登録施設が第 4 条に掲げる登録基準を満たさないことが明らかになったとき又は登録施設として適当でないとき認めるときは、登録を解除することができる。

2 市長は、前項の規定により登録を解除した場合は、理由を付して赤ちゃんの駅登録解除通知書(様式第 4 号)により、登録を解除した施設の管理者に通知するものとする。

(表示等)

第 9 条 登録施設の管理者は、施設の出入口その他利用者の目に付きやすい場所に市長が交付する赤ちゃんの駅を示すステッカー等を掲示しなければならない。

2 登録施設の管理者は、商品及び企業広告に登録施設である旨を表示することができる。

(公表)

第 10 条 市長は、登録施設の名称、所在地、登録内容等を市の広報及びウェブサイトへの掲載その他適当と認める方法により公表するものとする。

(実施状況報告等)

第 11 条 市長は、登録施設の管理者に対して、必要に応じ、実施状況について報告を求めることができる。

2 市長は、必要に応じ、登録施設の現状を確認することができる。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 8 月 31 日から施行する。